

令和四年十一月十六日

# 令和四年度 全国建設業協会要望

(国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、  
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために)

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、今般のコロナ禍、ウクライナ危機や円安により、内外経済の先行きが不透明になっている状況において、民間建設投資の冷え込み、資機材価格の高騰・品薄の影響等によって、地域建設業にも深刻な影響が広がっています。

また、今年も豪雨、台風の襲来等の大規模な災害が全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する地震災害への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より

健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があります、そのためには、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」を含め、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠となります。

なお、一部で、公共事業予算において四兆円を超える繰越額が発生したことが問題であるかの報道が繰り返されましたが、これは本来当初予算で計上すべき国土強靱化予算が補正予算で計上されたこと等によるものであり、建設業界の施工余力に全く問題はありません。

また、担い手確保については、本会では、新3K（給与、休暇、希望）+K（かつこいい）の実現に向け、再来年に迫った時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」、技能者の概ね三%賃上げ運動、ICT、DX、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年十月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

一、 激甚化・頻発化する災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和五年度予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。

また、過日閣議決定された、公共事業費を含む今年度補正予算については、その早期成立及び早期執行を図ること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

二、 特に「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、令和五年度以降の予算においては、当初予算化を含めて必要額を別枠で確保すること。

また、現行の五か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。この場合、国土強靱化法の改正を含め、例えば、五か年ごとの中長期的計画を策定し、これと予算措置をリンクさせる仕組み

等についても検討すること。

三、 資材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。

また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「長による専決処分」の議決を進めること。

スライド条項については、手続の簡素化を図るとともに、受注者負担の軽減のため運用の改善（例えば、単品スライドの品目類ごとの対象工事費の1%の足切り、対象工事費又は残工事費の1%又は1・5%の控除等の見直し）を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、資材価格の急騰に伴う価格変更協議に応じるよう、指導すること。

四、 再来年に迫った時間外労働の上限規制の適用に向け、予算の繰越手続、債務負担行為

の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

また、週休二日制の普及を進めるため、週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、補正係数の引上げ等を行うこと。

さらに、近年の異常気象による夏場の作業効率の低下に対応し、熱中症対策費の計上、工期の延長等に取り組むこと。

これらについて、地方公共団体、特に市町村にも徹底を図ること。

併せて、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底するとともに、著しく短い工期となっている発注者に対し実効性のある措置をとること。

五、 技能者の賃上げのため、設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統

一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算

及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技術者等の賃上げのため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

また、総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、受注の成否等により賃上げの原資となる利益が変動する建設業の特性に鑑み、賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、経営実態に即した柔軟な運用を検討すること。

六、 建設キャリアアップシステムについては、同システムが技能者の処遇改善につながる道筋を早急に明確化すること。このため、カードタッチとカードのレベルアップとのリンク、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ等、キャリアアップに伴う処遇アップ策の具体化に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工

事の積算計上・国費等での助成・税制上の優遇措置、登録手続の簡素化等を行うこと。

七、 地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、新・担い手三法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底を図ること。

特に、ダンピング受注の排除のため、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げと計算式の見直しなどのダンピング対策の強化に取り組むとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

東日本大震災の被災地においては、労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然として厳しい状況にあることから、復興係数等の被災地特例施策については、継続又は段階的な措置を講じること。

八、 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM／CIMの導入に向けて、ICT対象工事の拡大、人材育成、建機・関係設備導入に係る支援の拡充を図るとともに、小規模工事を含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、コンクリート工のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有等、更なるDX化の推進に取り組むこと。

さらに、工事書類の更なる標準化・簡素化と都道府県、市町村等を含む公共発注機関の書式の統一化を進めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

九、 本年成立した盛土規制法については、法律上、土石の堆積にも広く知事による許可制が敷かれるようになってきているが、政省令・運用基準の策定に当たっては、建設工事の円滑な施工に支障のないよう、建設業者による建設残土の一時仮置きへの適切な適用除外、安

全を図りつつも過剰規制とならない区域指定・許可の基準等を定めること。

十、 公共工事標準請負契約約款における、災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額についての、受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

また、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、公的補償措置を充実させるとともに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

十一、 地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のあ

る中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の（かつこい）活躍が広く国民に周知されるよう、例えば、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に生かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

十二、地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系学科の高校等における維持・拡充に向けて、産学官の連携により取り組むこと。

一般社団法人	全国建設業協会	会長	奥村太加典
一般社団法人	北海道建設業協会	会長	岩田圭剛
一般社団法人	青森県建設業協会	会長	鹿内雄二
一般社団法人	岩手県建設業協会	会長	向井田岳
一般社団法人	宮城県建設業協会	会長	千葉嘉春
一般社団法人	秋田県建設業協会	会長	北林一成
一般社団法人	山形県建設業協会	会長	國井仁
一般社団法人	福島県建設業協会	会長	長谷川浩一
一般社団法人	茨城県建設業協会	会長	石津健光
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長	谷黒克守

一般社団法人	群馬県建設業協会	会長	青柳剛
一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長	伊田登喜三郎
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長	高橋順一
一般社団法人	東京建設業協会	会長	今井雅則
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長	松尾文明
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長	浅野正一
一般社団法人	新潟県建設業協会	会長	植木義明
一般社団法人	長野県建設業協会	会長	木下修
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長	各務剛児
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長	石井源一
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長	渡邊清
一般社団法人	三重県建設業協会	会長	山野稔
一般社団法人	富山県建設業協会	会長	竹内茂

一般社団法人	石川県建設業協会	会長	平	櫻	保
一般社団法人	福井県建設業協会	会長	坂	川	進
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長	奥	田	克実
一般社団法人	京都府建設業協会	会長	小	崎	学
一般社団法人	大阪建設業協会	会長	錢	高	久善
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長	松	田	隆
一般社団法人	奈良県建設業協会	会長	山	上	雄平
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長	中	井	賢次
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長	井	木	敏晴
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	平	塚	智朗
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長	荒	木	雷太
一般社団法人	広島県建設業協会	会長	檜	山	典英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長	井	森	浩視

一般社団法人	香川県建設業協会	会長	森田	紘一
一般社団法人	徳島県建設業協会	会長	西村	裕
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長	井原	伸
一般社団法人	高知県建設業協会	会長	國藤	浩史
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長	黒木	篤
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長	松尾	哲吾
一般社団法人	長崎県建設業協会	会長	根	眞悟
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長	土井	建
一般社団法人	大分県建設業協会	会長	友岡	孝幸
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長	藤元	建二
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長	藤田	護
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長	津波	達也